

復興大臣

吉野 正芳 様

要 望 書

平成 30 年6月 27 日

福島県いわき市長 清水 敏男

双葉地方町村会長 松本 幸英

要 望 者

| 職名 | 氏名 | 備考(役職名) | |
|---------|----------------------|---------|-----|
| いわき市長 | 清水 敏男 | | |
| 双葉地方町村会 | 檜葉町長 | 松本 幸英 | 会 長 |
| | 双葉町長 | 伊澤 史朗 | 副会長 |
| | 広野町長 | 遠藤 智 | |
| | 富岡町長 | 宮本 皓一 | |
| | 川内村長 | 遠藤 雄幸 | |
| | 大熊町長 | 渡辺 利綱 | |
| | 浪江町職務代理者 (浪江町副町長) | 宮口 勝美 | |
| | 葛尾村長 | 篠木 弘 | |

福島県浜通り地域における復興施策の推進及び復興施策推進体制等の継続について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による災害から7年が経過しましたが、浜通り地域においては、帰還困難区域を抱える自治体では、特定復興再生拠点区域の認定が進み、解除に向けた取組みがようやく始まったところであり、避難指示が解除された自治体においても、住民の帰還の動きは鈍い状況にあります。また、多くの避難者を受け入れているいわき市など周辺自治体においては、県の復興公営住宅の整備等が進んでいますが、避難者への各種支援や周辺地域住民とのコミュニティ形成には、相当期間にわたる対応が必要になるものと見込まれております。

東日本大震災からの復興施策を実施するため平成24年2月に設置された復興庁におきましては、各省庁の事業を統括するとともに、各種要望への対応、東日本大震災復興交付金等による財政支援等を行っているところでありますが、復興庁設置法においては、「復興・創生期間」の終了する平成33年3月31日までに廃止するとされており、復興施策の円滑な実施に支障をきたすことが懸念されます。

また、平成28年3月11日に定められた国の『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、3年後(平成31年3月)を目途に必要な見直しを行うこととされています。

つきましては、福島県浜通り地域が、地震・津波による災害や福島第一原子力発電所の事故から力強く復興していくため、次の項目について要望いたします。

- 1 「復興・創生期間」終了後においても、当地域の復興・再生に向け、必要な復興施策を推進すること。
- 2 復興庁を廃止するとされている平成33年3月31日以降の復興施策を推進する体制、及び財政支援等の方針について、早期に示すこと。